

上野の杜の 波瀾万丈

第二回 東京音楽学校 存廃論争

明治二十三年、三年前に設置されたばかりの東京音楽学校の廃止が衆議院予算委員会で議題に上った。廃止を免れるまでの経緯、学校側が官立音楽学校存続の必要性をまとめた資料などを紹介する。

橋本久美子



明治23年5月に新築された当時の校舎。奏楽堂は建物の2階中央部分に位置し、その両側に校長室、女教員室、教室、練習室などがあった。1階は事務室、男教員室、教室、練習室、食堂、小使室など。生徒が校舎に出入りする際は、正門から玄関に向かって建物の左端に「男生徒昇降口」、右端に「女生徒昇降口」が別々にあった。

明治の余韻を今に伝え、現在も活用されている重要文化財「東京音楽学校旧奏楽堂」がそれである。大学内の旧奏楽堂跡地には平成十年三月、現在の東京藝術大学奏楽堂が竣工した。

明治二十三年の「本校規則」第一条には「本校八汎ク音楽専門ノ教育ヲ施シ善良ナル音楽教員及音楽師ヲ養成スル所トス」とある。入学資格は満十四歳以上二十歳以下、入学試験科目には、身体検査、高等学校卒業以上もしくはこれと同等の学力検査、唱歌集初編卒業以上、英語の綴字・読法・文法があった。入学後の一年間は全員が予科生となり、予科卒業試験を合格すると、特別の才能を有する者は三年制の専修部音楽教員に適する者は二年制の師範部に進んだ。

職員名簿には、初代校長（兼文部省参事官）伊澤修二、教授（式部職兼師兼伶人）上眞行、オーストリアから招聘されたお雇い外国人教師ルドルフ・デットリヒらの名前が並び、生徒数は研究科、専修部師範部、予科を合わせて五十二名、授業料は休みの期間を除き一月一円であった。ほかに選科生二十三名が在籍していた。入学資格九歳以上で、ピアノ・オルガン・ヴァイオリン・唱歌のうち希望する専門実技のみを学ぶことができるシステムであった。

第一回帝国議会開院

「音楽学校ヲ廃シタイトイフ説」

奏楽堂落成から五カ月後の十一月二十九日、第一回帝国議会が開院し、音楽学校では全校を挙げて祝賀演

奏会を催した。ところが議会が始まるとまもなく、衆議院予算委員会では、予算削減のため高等中学校、女子師範学校とともに東京音楽学校の廃止案が出された。「衆議院予算委員会速記録第十一号」は明治二十三年十二月二十三日の議場の模様を伝えている。

東京音楽学校の存廃論争は、工藤行幹議員による「私ハ音楽学校ヲ廃シタイトイフ説ヲ提出致シマス」という発言に始まった。教育上の必要は認めるが、私立学校でできるものを国費で保護する必要はないという意見であった。

当時、文部省の直轄学校は、東京帝国大学、高等師範学校など十三校、東京音楽学校の二十四年度予算は政府原案では一万四千五百円、うち政府支出金一万二千二百一十円であったが、査定案でゼロとなった。参事までに、東京帝国大学予算は政府原案で五十三万四千四百七十一円三十八銭九厘、うち政府支出金四十一万六千六百六十二円であった。

帝国議会での学校廃止案は新聞各紙で一斉に報じられた。わが国最初の音楽専門誌『音楽雑誌』はもとより、『國家教育』『教育時論』『大日本教育界雑誌』なども音楽の効用や音楽学校の必要を説いた。音楽学校の矢田部良吉商議委員も「音楽学校論」を発表。明けて一月十三日、議会では査定案廃棄の動議、廃止反対意見、そして修正案が提出される。

「音楽は徳育が智育が将た体育乎」

二十九日には全議員を委員とする全院委員会が始ま

明治二十（一八八七）年十月、文部省直轄学校として東京音楽学校が設置され、二十三年五月には新校舎も落成した。ところがその矢先、同年開院した第一回帝国議会において、音楽学校の廃止案が提出される。予算削減のためであった。東京音楽学校存廃論争の始まりである。学校の存続そのものが問われた。本学の歴史において類を見ない出来事であった。

東京音楽学校の草創期

新校舎の二階中央部分に、わが国最初のコンサートホール、奏楽堂があった。日本の近代化の調べを奏で、落成から九十七年を経た昭和六十二年三月、校舎のくく一部とともに上野公園の一角に移築された。

つた。宮崎県選出の安田愉逸議員の質問が、存廃論争をさらに刺戟した。質問は、従来楽しみのためであった音楽のために国費で学校を維持する必要があるのか、前年度より増額になっているのはなぜか、音楽は徳育智育体育のいづれなのかといった内容であった。以下は質問の一部である。「従来我邦ニ於キマシテハ音楽ノ如キモノハ、単二人ノ耳目ヲ怡ハセルモノ、如キモノデ御坐リマシタ：（中略）：此ノ音楽ヲハ研究ノ為ニ、一万円以上ノ国費ノ負担ヲ要ス価ガアルカ：（中略）：抑々此ノ音楽ハ徳育ノ為デ御坐リマセウカ、若クハ智育ノ為デ御坐リマセウカ、或ハ体育ノ為デ御坐リマセウカ、ソレヲバ承リタイ」。答弁に立つ政府委員は辻新次、明治五年に三十一歳で大学南学校長となり、十八年より文部次官に招かれ、教育の諸制度を整えた人物である。辻次官が、音楽は徳育に近く音楽学校の目的は音楽師と音楽教員を育成することにあると答えると、安田議員は、それでは音楽は智育体育には無関係かと質問。

安田議員の質問は、翌三十日付『東京新聞』で「面白き質問」、さらに三十一日付同紙で「音楽は徳育が智育が将た体育乎」という見出しで取り上げられた。他紙でも同様であった。以後、東京音楽学校存廃論争はいっそう白熱し、伊澤修二、神津専三郎ら学校関係者も音楽学校の必要を説く論述を展開した。

二月十四日、辻次官は、国の品位と社会の道徳を守るにこそ音楽学校の必要不可欠な理由であると述べ、このような任務を地方や民間で果たすことは不可能であると説明。十九日にはさらに、唱歌教員を育成することは国家の急務であり、東京音楽学校を除いてこれを求める場所はないと訴えた。これより先、衆議院は特別委員九名を選出し予算案再審査を附託していたが、その一人天野爲之議員が自分を含む特別委員三名は学校廃止に反対であると報告。二月二十一日、諸

学校は天野議員らによる修正案で存続決定、衆議院は三月三日を以て特別委員の提出した修正案を可決した。最終的に、東京音楽学校の二十四年度予算は原案より五百円少ない一万四千円、政府支出金一万六千六百一十二円で可決した（東京帝国大学は四十八万三千四百七十一円三千八百九厘、政府支出金三千六万五千六百一十二円で可決）。議場が存廃の心算に揺れていた頃、議会の前後や休憩に陸海軍楽隊の演奏を入れて、「議員の激熱を融和」してはどうかと提案する「帝国議会に音楽を用ひよ」（『教育時論』）という記事も現れた。

三月に入ると議員の音楽学校参観が行われた。伊澤校長は演奏曲目を自ら解説し、唱歌編纂事業などにおける音楽学校の役割を強調し、唱歌は徳性を涵養し健康に益し愛国の信条を育てるといふ演説を行った。

音楽学校廃止論への学校側の対応 『明治廿四年以降帝國議會 關涉綴』

存廃論争に関する膨大な資料をここで紹介することはとつてい望めないが、おもなものは『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』に掲載されている。

特記すべき資料として本学図書館に保管される『明治廿四年以降帝國議會關涉綴』が挙げられる。表紙に「草稿モノ」と記された一綴りの書類で、厚さ十二ミリほど、六十六丁すべてが筆書きである。議会に

対して論陣を張るため緊急に整えた資料と推察される。おもな内容は、学校の沿革、事業の成果と将来計画、音楽教育が国家に必要な理由、生徒調、欧州各国における音楽学校経費と国庫支出金、支那における音楽保護の歴史、日本で推古帝の昔から音楽がどのように考えられ保護助成されてきたかについての詳説などである。綴りを開いてみると、ほとんどの頁が整然と記されているのとは対照的に、音楽教育の必要性や明治二十四年度予算の概要に関する部分は、B5サイズの文部省用箋十二枚に細かい字で走り書きされている。しかもどの頁にも行間や余白が朱書を含めた加筆訂正で埋められ、解読困難なほどである。

存続決定後も音楽学校論の発表は続いた。「猶努めよ」「時来れり」「唱歌論」「音楽の必要」「音楽は国家事業なり」など音楽学校への期待を表明するものが相次いだ。しかしその一方で経費節減を求める声も止まず、東京音楽学校は二十六年九月から高等師範学校附属音楽学校となり、三十二年四月に再独立するまで五年半を要することとなる。

（はしもと・くみこノ音楽学部講師）



音楽学校正門



明治22年7月卒業生と教師 前列左から4人目、伊澤修二（写真3点とも東京芸術附属図書館蔵）

美校の依囑製作事業
楠不正正録や西郷隆盛銅像に始まる製作事業に入ポットをあて、美校の経営戦略と製作上の波瀾などを紹介する。